

高校生等扶養世帯支援給付金のお知らせ

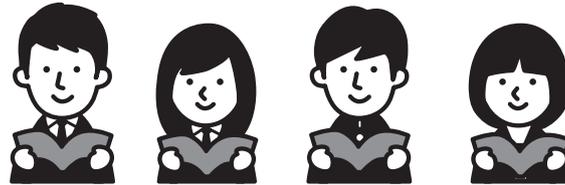
申請受付は
4月2日から

町では、すべての子どもが高等学校等に就学し、安心して勉学に集中できる環境づくりに寄与することを目的に、給付金事業を実施します。
給付対象となる学生がいる場合は、所定の申請書と添付書類を小坂町教育委員会へ提出してください。

【概要】

- ◆**対象者** 誕生日が平成18年4月2日以後で、次のいずれかに該当する方
 - ①小坂町に住所を有して対象学校種に在学する学生
 - ②町外に住所を有して対象学校種に在学し、小坂町民に扶養(※)されている学生
(※)扶養については、健康保険(国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の各法で規定する制度)における扶養状況で確認します。
- ◆**学校種** 高校(定時制・通信制を含む)、高等専門学校(1～3年)、専修学校高等課程、等
- ◆**給付額** 5万円/人、年
- ◆**必要書類** ①所定の申請書 ②在学証明書 ③住民票ほか

【申請方法】 所定の申請書と添付書類を、教育委員会総務班へ提出してください。



■お問い合わせ先 教育委員会総務班 (TEL29-2342)

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご利用ください

この制度は、前年所得が一定基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予されるものです。令和6年度分の申請は、令和6年4月から受付します。

【申請に必要なもの】

- ①学生証(コピー可。有効期限、学年、入学年月日記載。)または在学証明書原本
- ②基礎年金番号通知書等の基礎年金番号がわかるもの

●令和5年度から引き続き在学予定の方

4月以降に日本年金機構より郵送される申請書(ハガキ)に必要な事項を記入し、返送することで令和6年度の申請ができます。前年度の申請が遅くなった場合等にはハガキが届かないことがあるので、その際は再度申請をしてください。

また、この制度を利用せずに保険料の納付をご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

■申請・お問い合わせ先
町民課町民生活班 (TEL29-3906)
鷹巣年金事務所 (TEL0186-62-1490)

令和6年度 小・中学校給食費の 半額を助成します

【対象者】

- ①小坂小・中学校に在籍する児童生徒の保護者
- ②町外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で町内に住所を有する方

【助成内容】

- 保護者が負担する学校給食費の半額を助成します。
- ①小坂小・中学校では、学校へ納める給食費が半額になります。
 - ②町外の小中学校では、年間に負担した給食費が確定した後、その半額を保護者へ直接助成します。

【申請手続き】

- ①小坂小・中学校は、学校から児童生徒へ申請書を配布していますので、期日までに学校へ提出してください。
- ②町外の小中学校については、来年度末に教育委員会から別途手続きについてお知らせします。

【申請期限】

3月14日(木)

■お問い合わせ先
教育委員会総務班 (TEL29-2342)